

基礎年金番号等登録情報の確認について

◆ 基礎年金番号について

基礎年金番号がわからないときは、日本年金機構へ「**基礎年金番号通知書再交付申請書**」を提出するのが一番早い確認方法です。または、資格取得届提出後に日本年金機構から送られてくる「**健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書**」に記載されてきます。

基礎年金番号通知書再交付申請書

申請対象の被保険者について記入してください。
基礎年金番号(10桁)で届出する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」欄に左詰めで記入してください。

① 個人番号(または基礎年金番号)	② 氏名	③ 生年月日	④ 性別	⑤ 住所	⑥ 電話番号

再交付申請書は日本年金機構のホームページから印刷できます

健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

事業所番号 12345

項目	内容
基礎年金番号	1234 5678 9012 3456

日本年金機構へ資格取得届を提出後に送られてくる決定通知書に基礎年金番号の記載があります。

日本年金機構のシステムを利用した基礎年金番号の確認方法

基礎年金番号の調べ方に関しては、日本年金機構が運営している「**オンライン事業所年金情報サービス**」を利用することで入手できる「被保険者データ」に、令和6年5月以降、基礎年金番号が追加されることになりました。

事前に「G Biz ID」の取得が必要になります。**このサービスに関するお問い合わせは日本年金機構へお願いします。**

【参 考】

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構 電子申請・電子媒体申請照会窓口）

電話番号 0570-007-123（ナビダイヤル）

「2番（電子申請、電子媒体による届出方法に関するご照会）」をお選びください。

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/online_jigyousho/online_jigyousho.html

PDF「オンライン事業所年金情報サービス」を活用した

事業主からの依頼による被保険者情報（基礎年金番号）の提供について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001237171.pdf>

◆ 基金へのお届けについて

従業員が基金の加入資格を取得または喪失したときの届け出は、**速やかに行ってください**。提出が遅れたり、登録情報が間違っているとiDeCo掛金が拠出できない等、従業員の方にとって不利益が生じてしまいます。
個人の資産に係ることですので、十分にご留意ください。

◆ マイナンバーについて

日本年金機構へ提出する資格取得届は、基礎年金番号に代わりマイナンバーで届け出ることが可能ですが、基金ではそのお取り扱いができません。
絶対にマイナンバーは記載しないでください。

基金の加入者情報登録に関する問い合わせ先

03-3235-7231（業務部 適用担当）